

PressRelease

2015.11.13

## 鉛弾の使用規制強化を求める要望書を提出

(公財) 日本野鳥の会(事務局: 東京、会長: 柳生博 会員・サポーター数約5万人)は、環境大臣宛に、猛禽類保護の観点から狩猟及び鳥獣害被害対策での銃猟における鉛弾の使用の規制強化を求める要望書を提出しました。

### 要望事項

- ・狩猟及び鳥獣害対策における鉛弾の使用の禁止をすすめること。
- ・当面、行政が行う指定管理鳥獣捕獲等事業においては、鳥獣の放置の場合に限定せず鉛弾の使用を禁止すること。
- ・当面、業として捕獲を行う認定鳥獣捕獲等事業者による捕獲において鉛弾の使用を禁止すること。
- ・保護収容または死体回収された猛禽類の鉛中毒検査の実施を行うこと。

### 理由

今年の5月から施行されている「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(以下、鳥獣保護管理法という。)では、第2種特定鳥獣管理計画の策定やシカ、イノシシを指定管理鳥獣に指定するなど全国的に捕獲の圧力を高める改定が行われています。また、環境省みずから「狩猟の魅力まるわかりフォーラム」を開催するなど、狩猟による捕獲を推し進める施策を行ってきています。これらによって、今後全国的に銃猟の増加が想定され、このことは野外に残される鉛弾の全国的な増加を引き起こす可能性があります。北海道では、鉛中毒により死亡するオジロワシ・オオワシが多いことから、平成16年の狩猟期より原則として鉛弾の使用規制を行っており、さらに平成26年よりエゾシカを捕獲する目的での鉛弾の所持を禁止する措置をとっています。一方、国では平成12年より水鳥の鉛中毒防止のために一部地域を鉛散弾使用禁止区域に設定する措置をとっているに過ぎません。

北海道では、2003年に初めてクマタカでも鉛中毒が確認されています。また、本州でも2012年に諏訪市で感電死したクマタカの胃内容物から、大量のシカの毛が確認されています。オジロワシ・オオワシは北海道を中心に生息していますが、クマタカは全国的に生息しており、これらのこととは今後銃猟に伴う鉛中毒が全国に拡大する可能性を示唆しています。

鳥獣保護管理法では、捕獲した死体の放置は禁止されていますが、重いシカの死体の場合、利用されない部分が放置されるケースが多いと考えられます。またその場から逃げて、離れた場所で死亡する個体もあり、それらを食べたクマタカなどの猛禽類やクマなどの獣類が、鉛中毒になることが懸念されることから要望するものです。

シカの個体数管理に先進的に取り組んでいる北海道が、鉛弾対策にも先進的に取り組んでいる事例は、生物多様性保全と獣害対策の両立が可能な好事例考えます。国においても積極的な取り組みを求めるものです。

2015年環境省釧路自然環境事務所 記者発表資料  
平成26年度国内希少野生動植物種シマフクロウ、タンチョウ、オジロワシ及びオオワシの傷病個体収容結果について

### 平成26年度オジロワシ傷病個体収容結果

別紙3

表3 平成12～26年度オジロワシ傷病個体収容結果

年度 (平成)	交通事故	列車事故	風車衝突	不明衝突	感電事故	落水	鉛中毒	鉛暴露	栄養不良	不明	その他	(羽)		
												死体	生体	収容個体数
12	1	1			1					12		6	8	14
13	2	1								1	3	5	6	11
14	1				2	1	6	1	2	2	8	8	16	
15	3	2		2		1	2	1		1	9	2	11	
16	2	2		1	2	1		2	2	2	6	8	14	
17	5		1	3			1	1	2	2	5	9	14	
18	3		3	1	1	1	1	1	1	3	5	9	18	
19	8	1	6	2			1		1	1	2	14	6	20
20	5	2	5	1	1	3		1	5	16	7	23		
21	3	2	4	1		1	2	5	1	7	12	19		
22	3	2	4		1		2	7	3	14	10	24		
23	3	3	4	4	1	1	2	4	6	9	19	28		
24	1	2	3	1	1	2	2	1	2	2	8	9	17	
25	6	3	7	1	1		4	3	3	1	15	14	29	
26	3	4	3	3	2		1	1	3	2	1	16	6	22
計	49	25	43	22	11	7	32	5	19	56	18	147	133	280

※1 表中のデータは要因分析のためのデータが比較的そろっている平成12年度からとした。  
※2 各要因別の収容件数の合計が収容個体数を上回る年があるが、これは複数の要因が考えられる収容個体があるため。

平成14年度：交通事故と鉛暴露が要因と考えられる収容が1羽  
平成17年度：交通事故と鉛暴露が要因と考えられる収容が1羽  
平成18年度：不明衝突と鉛暴露が要因と考えられる収容が1羽  
平成19年度：鉛中毒と列車事故が要因と考えられる収容が1羽  
平成23年度：風車衝突と鉛暴露、列車事故と鉛暴露が要因と考えられる収容が1羽  
平成26年度：不明衝突と鉛暴露が要因と考えられる収容が2羽

※3 青森県で発生した風車衝突2件（平成23年度に1件、平成25年度に1件）を含む。  
※4 平成19年度の「風車衝突」には「風車衝突の疑い」が1件含まれる。  
※5 「鉛中毒」は血中鉛濃度0.6ppm以上又は肝臓中鉛濃度2ppm以上、「鉛暴露」は血中鉛濃度0.1以上～0.6ppm未満又は肝臓中鉛濃度0.2以上～2ppm未満であったものを示す。  
※6 「その他」としては、トラバサミ、羅繩、食中毒、農薬中毒、感染症などがある。

## 平成26年度オオワシ傷病個体収容結果

表4 平成12～26年度オオワシ傷病個体収容結果

年度 (平成)	交通事故	列車事故	風車衝突	不明衝突	感電事故	落水	鉛中毒	鉛暴露	栄養不良	不明	(件)		
											死体	生体	吸容個体数
12	1						12			4	1	9	18
13				1	2		7		1	4	1	9	7
14		1			4	1	2			2	1	11	16
15				3	2		9		2	2	1	12	7
16	4			1	5		8		3	3	2	14	10
17	3			1	4		1				2	9	2
18	3	3			2		2		1	4	1	9	8
19		3		2			8		2			7	17
20		1			2		7			7		8	15
21	3	1	5		1	1				2		5	8
22	2	2		2		2				1		1	13
23	2			1	1		5			2		6	16
24	4	1			1	1	2	1	1	1	1	6	12
25	2	4			3	4	1	2		1	6	10	24
26	1			2	2		3		2	2	2	7	12
計	25	15	1	22	28	6	74	2	16	36	15	136	97
													233

※1 表中のデータは要因分析のためのデータが比較的そろっている平成12年度からとした。

※2 各要因別の収容件数の合計が収容個体数を上回る年があるが、これは複数の要因が考えられる収容個体があるため。

平成16年度：感電事故と鉛中毒、その他（電線絡まり）と鉛中毒が要因と考えられる収容が計2羽

平成18年度：その他（羅網）と鉛中毒が2例、栄養不足と鉛中毒が要因と考えられる収容が計3羽

平成20年度：感電事故と鉛中毒が要因と考えられる収容が1羽

平成24年度：交通事故と鉛濃度0.6ppm以上又は肝臓中鉛濃度2ppm以上、「鉛暴露」は血中鉛濃度0.1以上～0.6ppm未満又は肝臓中鉛濃度0.2以上～2ppm未満であったものを示す。  
「その他」の要因としては、油汚染、羅網、銃撃などがある。

※3 「鉛中毒」は血中鉛濃度0.6ppm以上、「鉛暴露」は血中鉛濃度0.1以上～0.6ppm未満又は肝臓中鉛濃度2ppm以上～2ppm未満である。

※4

北海道 ワシ類の鉛中毒発生状況  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/grp/02/HPnamarichudokuH201211.pdf>

鉛 中 毒 発 生 状 況

総括表(飛来期の集計:10月～翌年9月)

2008/12/1現在

収容時死亡個体

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	収容	鉛中毒	死容	鉛中毒	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒	死容	鉛中毒	収容
オジロワシ	5(3)	311(11)	10	7(7)	4	8(8)	3	9(9)	3	9(9)	6(4)
オオワシ	21(18)	15 22(22)	16 16(16)	10 19(16)	14 10(10)	8	8(8)	2 15(15)	7 13(13)	3 10(9)	1 8(8)
オオタカ	-	-	-	-	-	-	-	-	2(1)	1	-
ケマタカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2(2)
計	26(21)	18 33(33)	26	23	14 27(26)	17 19(19)	11 19(18)	9 25(25)	10 23(23)	4 16(13)	1 17(16)
										2 26(4)	3

※収容数のうち( )内は検査実施数  
※分析は北海道立衛生研究所(試料:肝臓)で実施  
※鉛中毒の定義:肝臓中鉛濃度1.0ppm以上

収容時生存個体

	2008/12/1現在																							
	H9		H10		H11		H12		H13		H14		H15		H16		H17		H18		H19			
	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒	収容	鉛中毒	死容	鉛中毒	死容	鉛中毒	死容	鉛中毒	死容	
オジロワシ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8(6)	1 110(10)	1	6(4)	-	7(4)	1	
オオワシ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7(7)	3	3(3)	-	9(7)	-	7(6)	3
オオタカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12(1)	-	7(1)	-	
ケマタカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10(10)	2	4(1)	-	
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15(13)	4	13(13)	1	37(22)	2	25(12)	4

※収容目的は「衰弱」「負傷」「その他」

※収容数のうち( )内は検査実施数

※分析は北海道立衛生研究所(試料:肝臓)またはワシ類鉛中毒防止ネットワーク(試料:血液)により実施

※鉛中毒の定義:肝臓中鉛濃度1.0ppm以上

※血液中鉛濃度0.6ppm以上

ホーム (長野県のトップページに戻ります。)

最終更新日：2015年05月27日

## 『県民ホットライン』 詳細画面

[リスト画面](#)

[分野別リスト（農業・林業）へ](#)

[月別リスト（2015年04月）へ](#)

### 農業・林業

- シカ獵での鉛弾使用禁止を条例で定めることについて

ご意見（2015年4月27日受付：Eメール）

シカ獵での鉛弾使用を禁ずる事を、条例で定めて下さい、猛禽類が大量に死んでいます。

2015年（平成27年）4月26日の毎日新聞長野版の記事から。

タイトル名、<希少猛禽類>感電や鉛中毒の恐れ オオワシなど絶滅危惧

長野県が今年、11年ぶりに改訂した絶滅の恐れがある野生生物の「県版レッドリスト（動物編）」で、鳥類では新たに、県内で越冬するオオワシが絶滅の恐れが最も高い絶滅危惧1A類に、同じくオジロワシが1Aに次ぐ1B類に追加された。

通年で生息するイヌワシは旧版から1A類で、同じく大型のタカのクマタカは1B類。これらの希少猛禽（もうきん）類には、感電事故や鉛中毒の恐れがあることが近年、判明した。食物連鎖による生態系ピラミッドの頂点に立つ彼らの現状を探った。【武田博仁】

1999年から諏訪湖で越冬している20歳のオオワシの雌は「グル」の愛称を持ち、地元野鳥ファンに親しまれている。他のオオワシやオジロワシが飛来することもあるが、湖を縄張りとするグルに追い出されるという。

日本野鳥の会諏訪会長の林正敏さん（71）は「オオワシは冬は諏訪湖に定着している。もしグルがいなくなってしまって、それに代わるワシが湖を縄張りにするだろう」とみる。

オオワシなどの生息は県内に彼らが過ごせる一定の自然環境がある証拠だが、一方で、生息に脅威となる要因が新たに分かった。

別の深刻な脅威も分かった。採餌による鉛中毒だ。林さんが感電死したクマタカ1羽の胃の未消化物を調べたところ、大量のシカの毛を発見。駆除されたシカを食べらしいと気づいた。

県内では現在、激増したシカの捕獲が進められており、13年度には全県で約4万頭が捕獲された。だが、銃による駆除には鉛製の銃弾が使われており、撃たれた死骸の多くは山中に放置されている。それを猛

## 《今後の機械問題》

• ፭፻፲፭፳፭፯፭፱

某方、乙の法律乙(法)、船員算乙(本)水鳥の中毒事故を防止する方策、水辺域乙(本)船員算の使用禁止地

統志の懸念等を捉えて周知徹底を図ることをめざす。

基本的(体、手等)、具体的(対応する)、生體系への影響(影響の範囲)などを可能

法律」を教ひます。）（規定を教へる事の法です。

「日本文化の歴史」

• ۷۲۹۹۰۹۶۳

具体的如捕獲方法上已、近年來在捕獲力成績有上進、捕獲頭數全體的6割左右的C11等級  
力、武器(如弓箭等)依然比之有效的手段才好。鑑識的使用完全面的(規制才好)方為捕獲(取)  
力。

〈首尾〉

云云、二木之父在捕獲山中之三隻鼠、船中毒蛇防之失敗而亡歸見其妻曰「吾夫已死矣」其妻曰「汝勿憂也、吾夫必復活也」

。一重疊之詞多為複音詞，其語義較單音詞為廣。

卷之三

この方の指摘の如きをもとに新開記事の内容は、私たる者難能の如くお読みます。ご意見は、必ずしも

二十九

『眞面目な人でなく、何が何でも手に取る人だ』と評される。眞面目な性格の特徴は、常に現実的で、現実的な問題を解決するための行動を取る。また、眞面目な人は、常に自分の行動を反省し、自己成長を追求する傾向がある。

回函 (2015年5月8日回函)

卷之二十一、每書中庸批語卷之二十一。

新興力食人之體中毒(乙丙)可能性亦多於乙丁。

ないと否定はできないものと受け止めています。

参考資料2

また、環境省などでも鉛中毒等の調査を行っておりますが、本州における報告事例は少なく、鉛中毒が疑われる個体の検査事例も少ないという状況です。

そこで県では、ご提案も踏まえ、クマタカなど大型の希少猛禽類の生息環境に鉛の影響が実際にどの程度出ているのか、まずは状況を把握することが必要と考えています。このことは県としても重要な観点であると捉えており、傷病鳥獣として保護収容された個体の血中鉛濃度を測定したり、死亡した猛禽類の肝臓の鉛濃度を分析するなど、実態調査のための方法を県の試験研究機関等と連携しながら検討してまいります。

野生鳥獣対策においては、生態系全体を考慮することが何よりも肝要であると考えております。県内における自然環境や生息状況等の特性も踏まえた上で、皆様からのご意見もお聴きしながら慎重に判断・対応をしてまいりたいと考えておりますので、今後も引き続き、忌憚のないご意見をお寄せいただきますようお願いします。

以上、本件への回答とさせていただきますが、回答内容の不明点などがございましたら、森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビ工振興室 室長：宮 宣敏 担当：鳥獣被害対策係までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

【問合せ先：林務部 森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビ工振興室 鳥獣被害対策係 電話026-235-7273 メールchoju@pref.nagano.lg.jp】

2015000069

[▲このページのトップへ](#)

#### お問い合わせ先

このページに関するご質問及びご意見は、[企画振興部広報県民課](#)まで [メール](#) もしくは下記にご連絡ください。

広報県民課 電話 : 026-235-7110 / Fax : 026-235-7026

Copyright Nagano Prefecture All Right Reserved.

• ৩৪২ সেপ্টেম্বর

現行の第 11 次総計保護管理基本指針(以下「指針」といいます)は、上記既定目的の指標達成上から、  
これらに、県民保護管理法施行規則第 5 条(交付の指標の目的)と要所開示の目的との

### 要証明する目的の論理の題材

2. 搞殘計可基準等

乙種類

とても大切な感情であるが、人間が必要以上に干渉することで生態系を乱す危険性もある。一方で希少鳥獣や、人為的な影響を受けてケガをした野生鳥獣に関しては、科学的なデータの収集や保護思想の普及の観点からとりくむことが必要である。

**参考 法第九条** 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

**第十九条** 第九条第一項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣（同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む。第二十二条第一項及び第八十四条第一項第七号において同じ。）を飼養しようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、第九条第四項に規定する有効期間の末日から起算して三十日を経過する日までの間に飼養するときは、この限りでない。

### 3) その他

以下の事項に関しても考え方の整理が必要と考える。

- ・法定猟法以外の方法（危険猟法を除く）で、狩猟期間内に、狩猟可能区域であれば狩猟鳥獣を自由に捕獲できる。
- ・上記による狩猟鳥獣の捕獲の場合、飼養許可が不要。

#### 参考（狩猟鳥獣の捕獲等）

**第十一条** 次に掲げる場合には、第九条第一項の規定にかかわらず、（略）・環境大臣又は都道府県知事の許可を受けないで、狩猟鳥獣の捕獲等をすることができる。

二 次条、第十四条、第十五条から第十七条まで、第三十六条及び第三十七条の規定に従って、次に掲げる狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。

イ 法定猟法以外の猟法による狩猟鳥獣の捕獲等

ロ 堀、柵その他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内において銃器を使用しないでする狩猟鳥獣の捕獲等

}